

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和五年三月七日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和五年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 目的
大幅な賃金等の引上げ及び労働条件の改善等の件
- 三 日時
令和五年三月十八日午前零時から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場
- 五 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員が争議行為を行う。

別表

労働組合同名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
熊谷総合病院労働 組合	斉藤 美晴	熊谷総合病院	一 埼玉県熊谷市中西四―五―